

5 公立東京給第1596号  
令和5年11月14日

(令和7年11月27日一部改正 ※ 二重下線及び取消線部分が今回変更箇所である。)

各所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長  
浜 佳 葉 子  
(公印省略)

「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明  
による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて（通知）

日頃より、公立学校共済組合の業務運営に関して、御理解・御協力いただきありがとうございます。

厚生労働省から「年収の壁・支援強化パッケージ」の一環として、「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」の実施について特例措置の方針が示されておりましたが、この度、令和5年10月20日付保保発1020第3号別紙2「事業主の証明による被扶養者認定Q&A」（以下「Q&A」という。）により、その具体的な内容が示されたことを受け、公立学校共済組合東京支部（以下「公立共済」という。）では下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、本取扱いについて組合員に御周知いただくとともに、被扶養者認定等の手続に当たり適切な事務処理をお願いいたします。

記

1 年収の壁・支援強化パッケージ

・ 組合員の配偶者等で一定の収入がない方は、被扶養者として保険料の負担が発生しません。こうした方の収入が増加した場合、被扶養者でなくなり、保険料の負担が発生することとなります。保険料負担が生じる分手取り収入が減少するため、これを回避する目的で就業調整をされる方がいます。こうした方が意識している収入基準が、いわゆる「年収の壁」と呼ばれています（Q&A Q1-1参照）。

「年収の壁」への対応策として「年収の壁・支援強化パッケージ」が策定され、特例的な措置として「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」を行うこととなりました（Q&A Q1-2参照）。

・ 本取扱いはこれまで当面の対応として実施してきましたが、この度、「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いの恒久化について（令和7年10月1日付け保保発1001第1号厚生労働省保険局保険課長通知）が発出され、恒久的な取扱いとすることとされました。

2 公立共済での取扱い

(1) 内容

①特別認定の被扶養者が、被扶養者要件確認調査（以下「要件確認」という。）で認定継続手続を行うとき、②普通認定の被扶養者で扶養手当が支給停止となったが、被扶養者の認定継続手続を行うと

き（特別認定への要件変更）又は③新たに被扶養者の認定手続を行うとき（特別認定）、通常提出が求められる書類と併せて、「一時的な収入変動である旨の事業主の証明」（以下「事業主証明書」という。）を提出することで、事業主の人手不足等の事情に伴う一時的かつ他律的な収入変動（以下「一時的な収入変動」という場合も同じ。）によって収入限度額である130万円（60歳以上の方、収入の中に障害年金を含む方又は障害年金受給程度の障害を有する方は、180万円）以上となったものと認められる場合（3か月連続して月額限度額（108,334円（60歳以上の方、収入の中に障害年金を含む方又は障害年金受給程度の障害を有する方は、150,000円））を超過した場合を含む。）には、その他の被扶養者認定要件を満たしていれば被扶養者として新規認定又は認定継続することとします（Q&A Q 2-5 参照）。

なお、被扶養者認定要件は収入要件だけではないため、事業主証明書が提出されても、その他の認定要件を満たしていないことにより、被扶養者に該当しない場合もあります（Q&A Q 3-6 参照）。

## （2）対象者

給与収入のある被扶養者（新たに被扶養者認定を受けようとしている方も含みます。）

- ※ 配偶者以外の被扶養者も含みます。（Q&A Q 2-1 参照）。
- ※ 雇用契約により本来想定される年間収入が被扶養者の収入限度額未満であるが、事業主の人手不足等の事情に伴う一時的かつ他律的な収入変動により、収入限度額を超過した場合に限り対象となります。
- ※ 本通知による取扱いは、あくまでも事業主の人手不足等の事情に伴う被扶養者の労働時間延長等による一時的かつ他律的な収入変動を対象としていることから、フリーランスや自営業者など特定の事業主と雇用関係にない場合については対象となりません。

なお、フリーランスや自営業者としての収入と、勤務先からの給与収入の両方がある方について、給与収入が一時的な収入変動で増加したことにより収入限度額を超過した場合は、対象となります（Q&A Q 2-3 参照）。

## （3）提出書類

- ① 特別認定の被扶養者が、要件確認で認定継続手続を行うとき

**要件確認（基準日：毎年7月1日。次回は令和8年7月1日）の際に提出**していただきます（一時的な収入変動によって収入限度額を超過した時点では提出不要です。）。

一時的な収入変動によって収入限度額を超過した被扶養者を認定継続する場合は、福利厚生事務の手引P6.7の提出書類（給与等支払証明書〔用紙No.扶養7〕も必要です。）に加えて、事業主証明書を提出してください。

- ※ 一時的な収入変動によって収入限度額を超過した場合は、その都度事業主証明書を受け取る等、一時的に収入が増加した期間（人手不足による労働時間延長等が行われた期間）等について、事業主に確認し、要件確認の際に事業主証明書を提出できるようにしてください。
- ※ 要件確認において、「退職後のため事業主証明書を受け取れない」、「事業主証明期間が収入限度額超過期間と異なる」等、事業主証明書により本通知による取扱いの対象となることを確認できない場合は、収入限度額を超過した時点に遡及して認定取消となりますので、十分御注意ください。

- ② 普通認定の被扶養者で扶養手当が支給停止となったが、被扶養者の認定継続手続を行うとき（特別認定への要件変更）

## **扶養手当が支給停止となった際に直ちに提出してください。**

一時的な収入変動によって収入限度額を超過したことに基づき、扶養手当が支給停止となる場合は、普通認定から特別認定への要件変更手続が必要となります。この場合の要件変更日は、扶養手当の支給停止日となります。福利厚生事務の手引P 5.3の提出書類（給与等支払証明書〔用紙 No. 扶養7〕も必要です。）に加えて、事業主証明書を提出してください。

※ 扶養手当の受給要件の認定に当たっては、今回の措置（「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」）は適用されないとの前提に立って記載しています（Q&A Q 4-3 参照）。扶養手当については、各認定権者にお尋ねください。

- ③ 新たに被扶養者の認定手続を行うとき（特別認定による新規認定）

### **直ちに提出してください。**

雇用契約により本来想定される年間収入が被扶養者の収入限度額未満であるが、一時的な収入変動によって収入限度額を超過している方を、新たに被扶養者として認定する場合は、福利厚生事務の手引P 5.1及び5.2の提出書類（給与等支払証明書〔用紙 No. 扶養7〕も必要です。）に加えて、事業主証明書を提出してください。

※ 令和5年度要件確認において認定取消となった方、過去に認定歴がある方等も含みます。

## **（4）適用日**

本通知による取扱いは、厚生労働省からQ&Aが発出された令和5年10月20日以降の被扶養者認定等の収入確認において適用します。令和5年10月20日より前の被扶養者認定等の収入確認については遡及して適用しませんので、御注意ください（Q&A Q 1-4 参照）。

※ 令和5年10月20日より前に被扶養者認定要件を欠いていた場合には遡及して認定取消となります。その上で、令和5年10月20日以降の期間について本通知による取扱いにより再認定を希望する場合は、上記（3）③に従って速やかに又は認定取消と同時に手続を行ってください。この場合の再認定日に限り、原則として令和5年10月20日となります。

※ 上記（3）③の場合かつ令和5年10月20日時点で既に本通知の認定要件を備えている場合に限り、被扶養者申告書〔用紙 No. 扶養1〕の所属所受理日が本通知の発出日から30日以内（令和5年12月14日以前）である場合は、令和5年10月20日付認定とすることが可能です。

※ 本通知の発出前に既に認定取消手続が完了していて、認定取消日が令和5年10月20日以降である方のうち、本通知による取扱いの対象とすることを希望する場合は、資格担当まで御相談ください。

## **（5）本通知による取扱いの具体例**

添付資料（1）を参照してください。

## **（6）対象回数**

連続する2回までが対象です。

公立共済では、前年7月からの1年間の収入を確認する要件確認を年1回実施しているため、回数の基準日を各年の7月1日として、基準日までの間に事業主証明書を用いることを1回とします。

上記（3）②③の場合において事業主証明書を提出した場合であっても、その後の基準日が到来した時点で併せて1回とします（Q&A Q 1-6 及びQ 1-7 参照）。

（例1）令和5年10月20日付新規認定において事業主証明書を提出、令和6年度要件確認調査

(基準日：令和6年7月1日）において事業主証明書を提出する場合は、令和6年7月1日時点で併せて1回とします。

(例2) 令和6年1月1日付要件変更において事業主証明書を提出する場合は、初回の要件確認が令和7年度（基準日：令和7年7月1日）となります。令和6年7月1日時点ではこれを1回とします。

#### (7) 連続2回適用後の取扱い

令和N年及び令和N+1年の各基準日までの間にそれぞれ事業主証明書を用いた場合には、令和N+1年7月1日時点で連続2回となり、以後、収入限度額を超過（年額収入限度額を超過又は月額収入限度額を3か月連続して超過。）した時点で認定取消となります。

#### (8) 再認定の取扱いについて

上記2（7）により認定取消となった場合で、認定取消となった時点と同一の事業所及び雇用契約で引き続き雇用されている場合であっても、3か月連続して月額収入限度額未満であることが確認できれば、収入減少を理由とする再認定が可能です。

再認定された場合は、対象回数は0回となります（連続2回がクリアされます。）。以後、再び事業主証明書を用いることができます。

#### (9) 一時的な収入変動について

公立共済においては、下記ア～ウを満たす場合に限り、一時的な収入変動と認めることとします。

ア 事業主証明書の「雇用契約により本来想定される年間収入」が年額収入限度額130万円（60歳以上の方、収入の中に障害年金を含む方又は障害年金受給程度の障害を有する方は、180万円）未満であること。

イ 事業主証明書の「人手不足による労働時間延長等が行われた期間」に、給与等支払証明書の「給与支払状況」に記載された期間のうち収入限度額を超過した期間が含まれていること。

ウ 事業主証明書の「上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額）」が、給与等支払証明書の「給与支払状況」に記載された支払額と一致しているか、又は矛盾がないこと。

### 3 注意事項

#### (1) 一時的な収入変動と認められる上限額

一時的な収入変動の具体的な上限額については、当該上限が新たな「年収の壁」となりかねないこと、一時的な事情によるものかどうかは収入金額のみでは判断できないことから、上限額を設けないこととします。公立共済においては、給与等支払証明書等も踏まえつつ当該増収が一時的なものかどうか判断することとします。

なお、被扶養者の年間収入が組合員の年間収入を上回る場合又は被扶養者（父母等）と組合員が別居している場合において被扶養者の年間収入が組合員の送金額の2倍を上回る場合は、組合員が当該被扶養者を生計維持していると認められないため、被扶養者認定は取消となります。

(Q&A Q 1-5 参照)。

#### (2) 一時的な収入変動と認められる事情

一時的な収入変動の要因としては、主に時間外勤務（残業）手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定されます。基本給が上がった場合や恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入

が増えることが確実な場合においては、一時的な収入変動とは認められません（Q&A Q 1－8 参照）。

（3）被扶養者が複数の事業所で勤務している場合

被扶養者が複数の事業所で勤務している場合、収入限度額を超過した主たる要因である事業所から事業主証明書を取得してください。ただし、複数の事業所においてそれぞれ一時的な収入変動がある場合は、それぞれの事業所から事業主証明書を取得してください（Q&A Q 3－5 参照）。

（4）社会保険の適用要件を満たしている場合

社会保険の適用事業所において、正社員として働く場合や、パート・アルバイト勤務であっても社会保険の適用要件を満たす場合には、社会保険の被保険者となるため、本通知による取扱いの対象となりません（Q&A Q 4－1 参照）。

#### 4 その他

令和5年10月20日付保保発1020第3号別紙1「社会保険適用促進手当に関するQ&A」については、本通知では取扱いません。

#### 5 添付資料

（1）【別紙1】公立学校共済組合東京支部における取扱いの具体例

（2）【別紙2】事業主の証明による被扶養者認定Q&A （令和5年12月25日付一部改正後）

（3）【様式】一時的な収入変動である旨の事業主の証明

（4）【様式】給与等支払証明書〔用紙No.扶養7〕

（5）【記入例】一時的な収入変動である旨の事業主の証明・給与等支払証明書〔用紙No.扶養7〕

（6）国通知一式（1）

- ・ 令和5年10月16日付総務省事務連絡「年収の壁・支援強化パッケージ」について
- ・ 令和5年9月29日付保保発0929第7号厚生労働省保険局保険課長通知「年収の壁・支援強化パッケージ」について」

（7）国通知一式（2）

- ・ 令和5年11月1日付総務省事務連絡「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて」
- ・ 令和5年10月20日付保保発1020第3号厚生労働省保険局保険課長通知「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて」

（8）国通知一式（3）

- ・ 令和6年1月31日付総務省事務連絡「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて」の一部改正について
- ・ 令和5年12月25日付保保発1225第4号厚生労働省保険局保険課長通知「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて」の一部改正について

(9) 国通知一式 (4)

- ・ 令和7年10月10日付総務省事務連絡「「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いの恒久化について」
- ・ 令和7年10月1日付保保発1001第1号厚生労働省保険局保険課長通知「「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いの恒久化について」

担当

公立学校共済組合東京支部 給付貸付課資格担当

鈴木・久能・片岡・河口

電話 03-5320-6826